

広島県告示第四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

中山鏡が丘地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町村	大字	字	地番	標柱番号
広島市東区	中山鏡が丘			二四一二番	標柱一号
				二三八八番	標柱二号
				一八九八番地先道路敷	標柱三号
				四七八番二二四地先市道敷	標柱四号
				四七八番一六四地先市道敷	標柱五号
				四七八番一七一地先市道敷	標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

宗郷地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町・丁目	大字	字	地番	標柱番号
三原市	宗郷町			三三八一番一	標柱一号から三号まで及び九号
				三三七五番七	標柱四号及び五号
				二七九番一	標柱六号
				三一九番	標柱七号

三三番二
標柱八号